

なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136
名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp> 水道事業所Twitter @natori_suidou

令和5年3月号

引越し等に伴う水道の使用開始・中止、名義変更の手続きはお忘れなく！

3月、4月は就職や転勤、進学などによりお引越されの方が多き時期です。お引越しの際には、水道の使用開始や中止の手続きが必要ですので、お忘れのないようご注意ください。また、水道のご契約者を変更する場合には名義変更の届出が必要となります。

水道の使用開始・中止の手続きについて

- ・みやぎ電子申請サービス
- ・電話（料金係：022-724-7137）
- ・使用開始申込書・使用中止届出書の提出（郵送、FAX、窓口での受付）

水道使用者の名義変更の手続きについて

- ・みやぎ電子申請サービス
- ・給水使用者名義変更届の提出（郵送、FAX、窓口での受付）
- ※書類のご記入が必要なため電話不可

※みやぎ電子申請サービスは、名取市ホームページにリンクが張ってあります。
※FAX、郵送の場合は、申込書を名取市ホームページからダウンロードしてお使いください。

【使用開始・中止について】

- 水道の使用開始・中止日の5日前（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）までにお手続きください。
- 使用開始・中止日に作業を行います。開栓・閉栓作業の時間指定はできませんので、ご了承ください（立会いは必要ありません）。
- 使用開始・中止日が土曜日、日曜日、祝日、年末年始の場合、使用開始は前開庁日、使用中止は翌開庁日に作業を行います。
- 水道の蛇口が開いている場合、開栓作業ができませんので、室内すべての蛇口を閉めた状態にしてください。
- 敷地内の設備については、お客様自身の管理となりますので、万が一蛇口が開いている状態での開栓により漏水などが発生した場合は、お客様の責任となりますのでご注意ください。
- 水道料金等の精算について、納入通知書でお支払いいただいていた方は、引越先に納入通知書をお送りします。口座振替でお支払いいただいていた方は、引き続き口座振替させていただきます。

【名義変更について】

- 手続きが完了した翌月請求分から名義変更となります。
- 名義変更は、前使用者の料金を引き継ぎます。
- 前使用者の料金を精算する場合、前使用者の使用中止手続きと新使用者の使用開始手続きが必要となります。

【給水契約について】

水道の使用開始手続きが給水契約の申込となります。「名取市水道給水条例」及び「名取市水道給水条例施行規程」が給水契約の内容となりますので、詳しくは名取市ホームページをご確認ください。



手続きが完了していれば、引越先では通常、すぐに水道が使えるようになっています。水が出ない時は、「水抜き栓」が閉まっていないか確認しましょう。また、ガスの開栓では、水道の使用開始手続きを済ませておかなければならない場合もありますので、事前に確認して余裕をもって手続きしましょう！